

(別添)

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会役員等の報酬等支給規程

第1条 (目的)

この規程は、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会（以下「愛育会」という。）の定款第11条及び第18条第10号に規定する役員及び評議員の会議等出席に係る報酬等の実費支給に関して定めることを目的とする。

第2条 (役員等)

この規程の役員等とは、愛育会の理事、監事、顧問、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。ただし、役員等が愛育会の職員等の身分を有し給与等が支給されている者には支給しない。

第3条 (報酬等)

この規程の報酬等とは、愛育会の理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会等に参加した役員等に対して支払う報酬及び交通費をいう。

第4条 (報酬等の支給額)

1 報酬

1回の出席につき17,000円を支給する。

2 交通費

交通費は、実費を支給する。

ただし、片道50キロメートル未満の場合にあっては、原則としてこれを支給しないものとする。

第5条 (支給方法)

1 報酬は、職務執行があったとき以降において、速やかに支給するものとする。

2 報酬については、原則として源泉所得税相当額を控除して支給するものとする。

附則 施行期日

1. この規程は、平成20年3月27日から施行する。

2. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年3月27日
社会福祉法人恩賜財団母子愛育会評議員会決議

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会役員等の報酬等の額について

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会（以下「愛育会」という。）定款第25条第1項に規定する役員等の報酬等の額について、以下のとおり決議する。

第1 理事及び監事の報酬の支給について

理事及び監事の報酬は、別添の「社会福祉法人恩賜財団母子愛育会役員等の報酬等支給規程」に基づき支給する。

各年度の総額は、5,000,000円以内とする。

第2 役員等に対する特別功労金の支給について

愛育会の役員等として、永年特に功績のあった者が退任する時に、以下により特別功労金を支給する。

1. 役員等

会長、理事長、常務理事、愛育会の重要な職務を行う職員として理事に任命された者及びその他理事長が特に認めた者

2. 特別功労金

特別功労金の額は、職員の退職手当支給規程に準じて理事長が決定することとし、1人5,000,000円を上限とする。

附則

この決議は、平成30年3月27日から施行する。